

令和2年度行政事業レビューシート ( 総務省 )

<b>事業名</b>	国際VHF周波数変更対策のための損失補償			<b>担当部局庁</b>	総合通信基盤局電波部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	平成29年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	令和元年度	<b>担当課室</b>	基幹・衛星移動通信課		課長 片桐 広逸			
<b>会計区分</b>	一般会計									
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	電波法第71条			<b>関係する計画、通知等</b>	無線通信規則(2017年1月1日改正条約発効)					
<b>主要政策・施策</b>	IT戦略			<b>主要経費</b>	その他の事項経費					
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	国際VHFデジタルデータ通信システムの新たな周波数割当のため、現在、割当てられている船舶港務通信等の周波数を他の国際VHF帯域に平成29年度から令和元年度の3か年にかけて周波数変更命令を行い、新たな海上通信システムの円滑な導入及び航行安全の通信体制の確保を図る。									
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、そのうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局、令和元年度は28局についてその工事費用を補償した。(総数335局のうち、廃局や辞退により113局は対応不要となった)									
<b>実施方法</b>	負担									
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求				
	予算状況	当初予算	80	52	18	-	-			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	80	52	18	0	0			
		執行額	21	10	1					
		執行率(%)	26%	19%	6%					
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	26%	19%	6%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標年度	目標最終年度1年度	
	令和元年度までに無線局(海岸局95局、船舶局6,102局)に対する周波数変更命令措置を終了させる。	周波数変更命令対象無線局数	成果実績		100	6,056	6,197		6,197	
			目標値		-	-	-		6,197	
			達成度	%	2	97	100		100	
<b>根拠として用いた統計・データ名(出典)</b>	総合無線局監理システム									
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	3年度活動見込		
	損失補償を行った無線局数(対象無線局の総数:335局(うち、113局は廃局や辞退により対応不要))	活動実績		100	94	28	-	-		
		当初見込み		100	119	116	-	-		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込			
	損失補償金額総額/局数	単位当たりコスト	千円	206	101	44	-			
		計算式	千円/局	20,648/100	9,520/94	1,242/28	-			

政策評価、 新経済・財政再生計画との関係	政策	V. 情報通信(ICT施策)							
	施策	4. 情報通信技術利用環境の整備							
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
2015年世界無線通信会議(WRC-15)による国際電気通信連合(ITU)憲章に規定する無線通信規則の付録第18号の改正に基づき、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)が改正された。本事業により新たな周波数割当計画による海上通信システムの円滑な導入及び船舶の航行安全の通信体制の確保が図られることにより、情報通信技術利用環境の整備に寄与するものである。									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	船舶の航行安全のための通信を確保し、国民の安心・安全に寄与するためのものであり、国民や社会のニーズに対応しているものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の命令による周波数変更命令対策は、電波法令において国が行うこととなっている。また、周波数管理は国が責任をもって行う業務であるとともに、今回のケースは、国際的ルールに基づいて全国共通的に業務を遂行する必要があるため、地方自治体や民間に委ねることは困難である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	電波法令において国の命令における周波数変更命令によって通常生ずる損失は国が補償することとなり、国際条約に基づく周波数変更措置を円滑に行うために必要かつ適切である。また、条約締結国の我が国としては、条約を優先的に遵守することが法令で定められており優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	無線局免許人の周波数変更対策工事に対する損失補償請求に対して、国が補償するものであり、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	周波数変更対策工事に当たっては、支払基準を設けるとともに、無線局免許人に対し、相見積りの取得等、より低価格な機器の選定を促しており、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	周波数変更対策工事に当たっては、支払基準に照して精査を行い、損失補償の対象として必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	周波数変更工事に伴う機器の換装に係る費用について、無線局免許人に対し、相見積りの取得等により、より低価格な機器の選定を促した結果、無線局免許人からの損失補償請求額が減少したこと、無線局の廃止及び補償の辞退により、不用額が生じたものである。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	支払基準を設けるとともに、機器の換装に当たっては、無線局免許人に対し、相見積りの取得等、より低価格な機器の選定を促すことにより、コスト削減や効率化に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	令和元年度は船舶局の周波数変更対策を講じたものであり、廃局等により対応不要となった無線設備も存在するが、周波数変更を完了した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	令和元年度は船舶局の周波数変更対策を講じたものであり、廃局等により対応不要となった無線設備も存在するが、周波数変更を完了した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	評価結果より、適切な活動がなされているものと判断される。 活動の進捗に関しては、廃局等により対応不要となった無線設備も存在するが、周波数変更対策(対象:6,197局)について、対策を完了したものと判断する。			
	改善の方向性	活動を完了。			
<b>外部有識者の所見</b>					
外部有識者による点検の対象外					
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>					
終了予定	令和元年度をもって事業終了。				
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>					
予定終了通り	令和元年度をもって事業終了。				
<b>備考</b>					
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>					
平成22年度		平成23年度		平成24年度	
平成26年度		平成27年度		平成28年度	
平成30年度	総務省(0101)				
平成31年度	総務省 ( 0113 )				
					総務省(新29-0012)

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ

総務省  
1百万円

周波数変更命令による無線設備の工事を行う無線局免許人に対して直接工事にかかる費用を補償



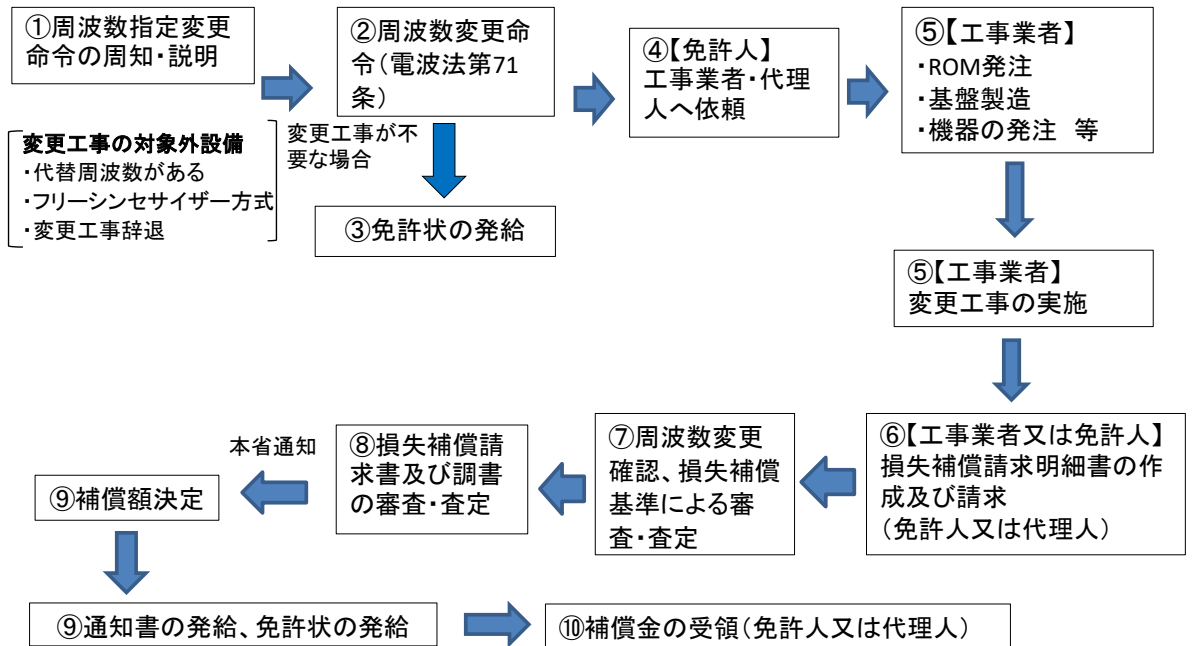
A. 無線局免許人又は無線局免許人から委任された者  
1百万円

周波数変更命令による無線設備の工事を実施

周波数変更命令のスキーム図

資金の受取先は、無線局免許人又は無線局免許人に委任された者  
資金受取までの流れは以下のとおり。  
①免許人、関係団体等へ国際条約に基づく周波数変更命令措置について説明及び周知  
②国から電波法第71条に基づく周波数変更命令を发出  
③無線設備の変更工事が伴わないものについては、②にあわせて無線局免許状を送付  
④無線設備の変更工事が必要な無線局については、無線工事業者へ工事を発注  
⑤無線工事業者は、周波数変更にかかる必要な工事を実施  
⑥工事にかかった費用を国に請求  
⑦地方機関で請求費用について審査  
⑧審査の結果、問題なければ額を本省へ通知  
⑨本省において精査したのち、額の確定通知書及び免許状を発送

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.個人A			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	無線施設損失 補償金	無線設備の周波数変更工事に係る費用	0.1			
	計		0.1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
2	個人B	-	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
3	有限会社一之瀬丸	6020002007556	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
4	池田印刷株式会社	5010701000838	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
5	有限会社関義丸	4021002065182	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
6	有限会社一郎丸	7021002062854	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
7	株式会社エスプレモ	4390001000262	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
8	個人C	-	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
9	有限会社えさ政釣船 店	6010802002220	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	
10	有限会社つり幸本家	4020002098052	無線設備の周波数変更対 策工事に係る損失補償金 の支払い	0.1	その他	-	--	